

国民健康保険制度の一部が変わります。

国保は、これまで市町村ごとに運営されていましたが、平成30年4月からは北海道と市町村が一緒になって運営することとなりました。

国保の財政運営のしくみは変わり

ますが、加入者の医療の受け方も、保険税の納付先や保険給付の申請、各種届け出の窓口もこれまでどおり変わりません。現在使っている保険証は有効期限までお使いいただけます。

問合せ

医療保険係

☎ 32-2214

国民健康保険の届け出、忘れていませんか？

国保は、職場の健康保険と違って、世帯主が加入・脱退などの届け出をしなければなりません。加入の届け出が遅れてしまうと、被保険者になった時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

また、被保険者証がない間の医療費は、全額を自己負担することとなります。

【注意】

被保険者証が変わったときは、医療機関に被保険者証が変わったことを伝えてください！

- 資格のない被保険者証を使って受診した場合、総医療費から自己負担分を除いた額を市へ返還していただきます。

下記のようなときは、必ず届け出をしましょう

国保に加入など	国保を脱退など	その他
<ul style="list-style-type: none"> ▶他の市町村から転入したとき ▶職場の健康保険などをやめたとき ▶生活保護が廃止になったとき ▶子どもが生まれたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の市町村へ転出したとき ▶他の健康保険などに加入したとき ▶生活保護が開始になったとき ▶加入者(被保険者)が死亡したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ▶住所・氏名・世帯主などが変わったとき ▶子どもが就学のため他の市町村に転出するとき

マイナンバーと本人確認が必要です

【確認に必要なもの】

- ◎個人番号カードをお持ちの方は、個人番号カードをご持参ください。
- ◎個人番号カードをお持ちでない方は、マイナンバーの確認と本人確認をするものの両方をご持参ください。
(いずれも有効期限内のものに限ります。)
- マイナンバーを確認するもの
マイナンバーの通知カード、マイナンバーが記載された住民票など。
- 本人確認をするもの
運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など写真付きのものは1種類。健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳など官公庁が発行したものは組み合わせて2種類。
- *代理人が手続きをする場合、世帯主・対象者の上記のものを1種類または2種類と、代理人の身元確認ができるものが必要です。

Yahoo! インターネットオークションで 差押えた土地・建物を公売します(値下げ)

市 税 等
収 納 向 上
information

物件概要 (不動産登記簿の表示によります)

最低見積価額	金 1,200,000 円 (30%値引)		
公売保証金	金 150,000 円		
1 錦町一丁目 (赤平駅前)	(土地)		
	地 番		2 番 8
	地 目		宅 地
	地 籍		172.86 m ²
	(建物)		
	家屋番号		
種 類	店 舗		
構 造	木造垂鉛メッキ 鋼板葺3階建		
床 面 積	1 階 123.14m ² 2 階 115.70m ² 3 階 115.70m ²		
<p>○公売の方法 Yahoo! オークション(不動産公売)入札方式</p> <p>○参加申込期間 4月10日(火)から 4月26日(木) 23時まで</p> <p>○入札期間 5月8日(火)から 5月15日(火) 13時まで</p> <p>不動産登記簿、地籍図、建物図面と各階平面図、写真、周辺事情などは税務課納税係(☎32-2219)にお問い合わせください。</p>			

問合せ
納税係 ☎32-2219

今月の納付

● 介 護 保 険 料 1 期
納期限 5月1日(火)まで

アパート経営の皆さまへ

建設課建築係 ☎32-1844

民間賃貸住宅建設助成



●市内に民間賃貸住宅を建設する市内の個人及び法人に対して費用の一部を助成

1戸あたり90万円(床面積30m²以上40m²未満)
1戸あたり100万円(床面積40m²以上)

民間賃貸住宅リフォーム助成



●市内に民間住宅を所有する個人及び法人に対して市内の民間賃貸住宅の改修費用の一部を助成

1戸あたりの改修工事費の3分の1に相当する額(10万円を限度)

⊗ 国・道・他の団体等から重複する助成金の交付を受けている方は対象外 ⊗

■ 助成対象工事

- ・戸建て2戸以上または1棟あたり4戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅
- ・各戸に玄関、水洗便所、浴室、台所および給湯設備が設置されているもの
- ・市内の事業所が施工する工事

■ 助成対象工事

- ・民間賃貸住宅(戸建て2戸以上または1棟あたり4戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅)の居住性の向上を図るための修繕、模様替えなどを行う工事で、市内の事業所(個人事業者含む)が施工する工事